

# 生徒心得

本校生徒は、先に掲げた教育目標の精神をよく理解し、以下に示す規則を守り、南平高校生として心身ともに健康で充実した高校生活が送れるよう、努力すること。

## 1. 学校生活全般

- ①常に明朗な挨拶、はっきりとした受け答えを心がける。
- ②時間を守り、けじめのある生活を送る、
- ③学習の場にふさわしい校舎内外の環境を保つ。
- ④教科はもとより、部活動・学校行事などに積極的に参加し、自分の可能性を引き出す。
- ⑤飲酒・喫煙・暴力・賭博・不正行為・薬物乱用などは、厳禁する。
- ⑥原則としてアルバイトは認めない。

## 2. 服装

(1)授業日・休業日を問わず、登下校・校内・学校行事では本校指定の校服を着用する。

(2)常に本校の生徒としての自覚を持ち、清潔・質素・端正を心がける。

### ①校服

男子 ブレザー・ズボン、ネクタイ(共に指定のもの)、白無地ワイシャツ  
女子 ブレザー・スカート(紺色)、ズボン、ネクタイ、リボンタイ(共に指定のもの)、白無地ワイシャツ

### ②夏季の服装(6月1日～9月30日、移行期間は前後2週間)

- a.男女とも、ブレザー、ネクタイ・リボンタイを着用しなくてもよい。
- b.男女とも、指定の夏用ズボンと夏用スカートを着用してもよい。
- c.シャツは白無地ワイシャツとする。半袖でもよい。

d.ベストは着用してもよい。ただし、色は白・黒・灰・紺・茶の無地とする。  
③防寒上、着用するセーターは無地、色は白・黒・灰・紺・茶とする。ただし、その場合は必ずブレザー・ネクタイ・リボンタイを着用する。

④頭髪は、常に清潔を心がけ、パーマメント・着色等特別な加工をした髪型や、見苦しい髪型は認めない。

⑤指輪・ネックレス・イヤリング・ピアス等の装飾具をつけたり、化粧したりすることは認めない。

⑥特別な事情でやむを得ず異装する時は、学級担任を通じて生活指導部に申し出る。

## 3. 登下校

①登校時より授業終了までは、原則として校外へ出ることはできない。

②欠席の場合は、事前に学級担任に連絡する。

③遅刻の場合は、入室許可手続きをとる。ただし、考査時については、手続きをとらずに教室へ行く。

④早退の場合は、理由を明記し、学級担任に届け出る。

⑤自転車通学をする者は、担任を通し生活指導部に届け出る。

⑥バイク・自動車での通学は認めない。

⑦忌引は、次の日数までとることができる。

父母……………7日

祖父母・兄弟姉妹……………3日

曾祖父母・伯(叔)父・伯(叔)母・甥・姪・いとこ…1日

## 4. 施設の利用

校内の諸施設は公共の財産である。末永く、後輩も気持ちよく使えるよう、常に丁寧に利用する。特にいたずら書き等を一切しない。

①上履、下履、体育館履の区別をきちんとする。

②体育館内に入る場合は、必ず体育館履を着用するか、素足になる。使用後は清掃をする。

③体育館内や部室内での飲食は禁止する。

④部室の使用は基本的に放課後に限る。

⑤授業・部活動での更衣は、必ず更衣室を利用する。

⑥ロッカーの使用は、各自責任をもって管理し、家庭学習に必要な教科書等は家に持ち帰る。

⑦その他

更衣室、下駄箱、ロッカーの上等には私物を置かない。

⑧プールについては別に定める。

以上の事項が守られないときは、施設使用の禁止を命ずる。

又、放置された私物は、事前に通告した後に処分する。

## 5. 掲示・印刷物

校内外における掲示・貼り紙・印刷物の配布などは、担任あるいは顧問と相談し、事前に生活指導部に届け、許可を受ける。

## 6. ホームルーム日直

ホームルーム日直は次の業務を行う。

①ホームルーム環境・美化の維持

②教材・教具の準備・片付け。

③放課後の黒板の清掃。

④放課後の教室・廊下の清掃点検・戸締り・消灯・火気等の点検。

⑤体育・特別授業で教室を空ける時の消灯、戸締り、火気の点検。

⑥日直日誌の記入。

## 7. 取扱店連絡先

①制服関連 (株)ムサシノ商店(ムサシノ学生服)

西八王子店 042-661-3939

立川店 042-527-8201

多摩店 042-373-3721

②体育関連 サス・スポーツプロダクト

03-3233-3711

③サンダル・校章 富士屋洋服店

042-592-6053

※校章の購入は希望者のみ